

(仮称)板橋区都市づくり推進条例案のパブリックコメント の実施結果について

平成30年3月に策定した「板橋区都市づくりビジョン(以下「都市づくりビジョン」という。)」の実現に寄与することを目的として、住民・事業者及び行政が連携した協働の都市づくりを推進する制度として、「(仮称)板橋区都市づくり推進条例」の制定作業を進めてきた。

本条例に対し区民の意見を広く求めるため、条例案の概要についてパブリックコメントを実施したことから、その実施結果を報告する。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 実施(募集)期間

令和2年5月14日(木)から令和2年6月4日(木)まで

(2) 広報掲載

令和2年5月16日号

(3) 公表資料

(仮称)板橋区都市づくり推進条例案の概要(別添1参照)

(4) 公表資料の閲覧場所

都市計画課窓口(板橋区役所本庁舎北館5階)

区政情報課窓口(本庁舎北館1階)

各地域センター(18か所)

区ホームページ

(5) 提出方法

文章を直接、郵送、ファックス、電子メール又は意見提出フォーム(区ホームページ)により提出

(6) 実施結果

意見提出者:11人 意見項目:67件

提出方法:直接1人、電子メール4人、意見提出フォーム6人

(7) 意見の概要

①パブリックコメント制度に関するもの	6件
②目的に関するもの	2件
③都市づくりの基本理念に関するもの	2件
④区民等の役割、事業者・区の責務に関するもの	5件
⑤都市づくりを先導的に推進すべき地区等に関するもの	2件
⑥区民発意による都市づくりの促進に関するもの	21件
⑦都市計画・景観計画の手続きに関するもの	4件
⑧大規模土地取引行為の届出等に関するもの	9件
⑨その他の意見	16件

(8) 主な意見の概要と区の考え方 (別添2参照)

※番号は、別添2の通し番号です。

番号	内 容	区の考え方
① パブリックコメント制度に関するもの		
3	・案の概要ではなく、条例案そのものに対しても区民が意見を述べて、行政と話し合い、条例案をより良いものにしていく機会を設けてほしい。	パブリックコメント制度の手続きにつきましては、「東京都板橋区区民参加推進規程」に基づき、一定のルールにより実施しています。 今回のパブリックコメントの募集期間については、可能な限り長く設定し、多くの方からご意見頂けるよう努めさせて頂きました。 住民説明会の開催は予定しておりませんが、本条例についてご意見等ございましたら、区にお問合せ下さい。 なお、条例案につきましては、今後、区民の代表である区議会に提案し、ご審議頂きます。
② 目的に関するもの		
8	・高齢化社会の進展と人口減による都市の埋没を避けるためにも、前向きな区の活性化が必要であり、区民・事業者・区が協力して動き出すためにも、実効性の高い都市づくり推進条例案が策定されることを期待する。	「板橋区都市づくりビジョン(都市計画の基本的な方針)」(以下「都市づくりビジョン」という。)で掲げる将来像を実現していくため、条例に区民等の役割、事業者及び区の責務を定め、各々の立場で都市づくりを推進していくことが重要です。 なお、本条例で規定する制度は、その実効性の一部を担っていると考えています。
③ 都市づくりの基本理念		
10	・今後の高齢化社会に対応するため、住まいからの都市づくり・環境づくりが望まれる。	高齢化社会に対応するための都市づくり(医療・介護等関連施設の誘導、日常生活利便施設の誘導等)を行う場合は、条例のまちづくり協議会の制度をご活用頂き、都市づくりのルール(まちづくり憲章・地区ガイドライン・地区計画)を検討することもできます。
④ 区民等の役割、事業者・区の責務に関するもの		
12	・「協働」の定義・概念は、どのようなものか。(2件)	「協働」の定義・概念は、区のみならず都市づくりに係る多様な主体と「都市づくりビジョン」の将来像を共有し、相互の立場や特性を認め、共通する課題を解決し、「都市づくりビジョン」の将来像の達成に向け、共に取り組み協力していくことが「協働」であると考えています。
14	・区の都市計画の担当者が数年で変わってしまう。事業計画は5年以上掛かるのが一般	区の職員の異動による担当者の変更に関わらず、まちづくり協議会に対し継続的な支援を行っ

	<p>的のため、区とまちづくり協議会が都市づくりを共有するには、担当者の継続を望む。</p>	<p>ていけるよう、職員の人材育成や業務の引き継ぎに努めていきます。</p>
⑤ 都市づくりを先導的に推進すべき地区等に関するもの		
16	<p>・「都市づくりを先導的に推進すべき地区」並びに「都市づくりを先導的に推進すべき地区に準ずる地区」とは何か。</p>	<p>「都市づくりを先導的に推進すべき地区（以下「推進地区」という。）」は、「都市づくりビジョン」の中に位置付けられている「今後 20 年で都市づくりを優先的に推進する地区」のことであり、現在 40 地区を指定しています。</p> <p>「都市づくりを先導的に推進すべき地区に準ずる地区」は、推進地区とは別に本条例で新たに指定するものです。具体的には、区として新たに都市づくりの方向性を決める必要がある地区について指定し、次回の「都市づくりビジョン」の改定時に、推進地区となる可能性がある地区としています。</p>
⑥ 区民発意による都市づくりの促進に関するもの		
21	<p>・まちづくり協議会と区の関係はどのようなものか。</p>	<p>区は、「まちづくり協議会」を団体の組織状況及び活動の段階などにより 3 段階（「届出」・「登録」・「承認」）のまちづくり協議会に分け、段階に応じた支援を行っていくこととしています。</p>
⑦ 都市計画・景観計画の手続きに関するもの		
41	<p>・都市計画の案の作成にあたり住民の意見を反映させるための必要な事項は、地区計画等に定める原案の公告・縦覧・意見書の手続きと同様、条例に定めるべきではないか。（2 件）</p>	<p>地区計画の原案の公告・縦覧・意見書の手続きについては、都市計画法第 16 条第 2 項の規定により、条例に手続きが委任されていることから、本条例に定めていきます。</p> <p>一方で、都市計画の案の作成（地区計画以外）については、条例に委任されている事項ではないことから、都市計画法第 16 条第 1 項に対する区の理念を条例に示し、具体的な手続き（公聴会、公聴会に代わる説明会の開催等）は、規則で定めることを検討しています。</p>
⑧ 大規模土地取引行為の届出等に関するもの		
43	<p>・大規模土地利用構想の届出に関しては、土地取引の 6 か月前（条例案では 3 ヶ月前）とすることが必要ではないか。なぜ 3 ヶ月前なのか。</p>	<p>大規模土地利用構想の届出については、大規模土地の買主（大規模開発事業者）から開発事業の内容について届出をして頂きます。</p> <p>当区の開発行為の許可制度や大規模建築物等指導要綱等の建築に係る条例・要綱等との関わりか</p>

		ら、期限の設定を3カ月前としていきます。
44	・敷地面積 5,000 m ² は 3,000 m ² 以上とすることも検討し、その場合には区としての開発基準、事業配慮指針の策定と順守を規定することが必要ではないか。	<p>大規模土地利用構想の届出対象面積となる 5,000 m²は、学区域への影響や土地利用転換による周辺のまちづくりへの影響などから、周辺に対して社会貢献を積極的に果たすべき規模として、妥当な規模であると認識しています。</p> <p>なお、届出に対し区が行う要望等については、関係所管の意見のとりまとめを行う予定であり、具体的な要望等は、引き続き検討していきます。</p>
⑨ その他の意見		
55	・「都市づくり」と「まちづくり」は別々の考え方なのか。(2件)	<p>板橋区の望ましい将来像を描く「板橋区基本構想」では、「区政全般」について概念的な意味合いで「まちづくり」という用語を使用しています。</p> <p>一方で、「都市づくりビジョン」は、都市機能の実現に係る取組の方針を示しているものになります。</p> <p>このようなことから、「板橋区基本構想」の「まちづくり」と区別するため、「都市づくりビジョン」では「都市づくり」として、計画内で統一した用語を使用しています。</p>

2 制定スケジュール（予定）

- ・委員会報告 : 令和2年8月27日・28日
- ・条例案提出 : 令和2年9月頃（第三回板橋区議会定例会）
- ・周知期間 : 令和2年10月～令和3年3月
- ・条例施行 : 令和3年4月頃

3 参考

- ・都市づくり推進制度の概要（別添3参照）